

ボランティア人材バンクに係る資格取得支援実施規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会（以下、「本会」という。）定款第4条に基づく公益目的事業活動に寄与するためのボランティア人材バンクの運営に必要な各種資格の取得支援（以下、「取得支援」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(取得支援に関する基本的な考え方)

第2条 取得支援は、本会の行うボランティア人材バンクに必要な資格に限定して支援する。

2 年度の取得資格に係る決定は、本部会での調整を経て、担当常務理事が助成経費の範囲内で行なう。

第2章 支援対象者

(支援対象者の条件)

第3条 支援対象者は、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 隊友会の正会員であること
- (2) 取得支援の申請を提出した者であること

(支援対象者の義務)

第4条 支援を受けた会員は、次の各号の義務を負う。

- (1) ボランティア人材バンクに登録し、公益目的事業活動に、取得した資格をもって積極的に参加する。
 - (2) 最低限、原則5年間の活動に従事する。
- 2 義務に違反した会員は、支援に要した助成金を返還するものとする。

第3章 助 成

(助成の優先順位)

第5条 助成は、自治体との防災等協定を締結した県への助成を優先するほか、次の順位に基づく資格を基準に優先して選考する。

- (1) 災害支援に効果的な対応ができる資格

- (2) 自衛隊からの支援要望に効果的な対応ができる資格
- (3) 地域社会の健全な発展を効果的に推進できる資格

(経費の助成・配分)

第6条 経費助成の対象は受講料とし、受験料、交通費及びパソコン等の器材購入費用は対象外とする。

- 2 支援対象者への助成は、資格取得に要した受講料総額（以下、「受講料」という。）に応じ、次の区分によることとし、助成金額は5万円を上限とすることを基本とする。
 - (1) 受講料1万円未満：全額助成
 - (2) 受講料1万円以上～2万円未満：1万円助成
 - (3) 受講料2万円以上：受講料の50%を助成し、上限は5万円
- 3 隊友会が指定する資格については、前項に拘わらず、金額15万円を上限として助成することができる。

第4章 申請及び認定

(申請)

第7条 支援の助成を希望する会員は、資格を取得した後、当該資格の取得を証明する書類及び所要経費がわかる資料（いずれもコピーで可）を添付し、別紙の様式で本会本部（以下、「本部」という。）に申請する。

(認定)

第8条 支援の助成を希望する会員からの申請を受領した本部は、申請内容を確認し、本部会での調整を経て、担当常務理事が支援認定を行なう。

第5章 雑則

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、資格取得支援に関し必要な事項は、理事長が定める。

(附則)

この規程は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

平成 年 月 日

資格取得助成申請書

公益社団法人隊友会理事長 殿

次のとおり資格取得に伴う助成を申請します。

1 申請者

氏名	
住所	
電話番号	
E mail	

2 取得した資格・取得経費

取得資格名 (取得の証明書を添付)	
資格取得時期・事業所	
取得に要した経費 (受講料に係る領収書を添付)	
取得した資格の概要	

3 今後人材バンクに登録予定の内容

4 ボランティア活動開始予定時期

上記の申請について認定する。

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会理事長 印